

# 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果の “オープンハウス方式”による住民説明会

【課題】 ☆住民と行政が相対し、一度に同じ説明を行う従来の説明会の問題点☆

- ◆ 一度に多くの箇所の説明を行うことが難しい（≒ 同じ資料で同じ説明）
  - ◆ 住民側からの質問・意見が出にくい（≒ みんなが聞いている）
  - ◆ 個別の疑問・要望に応えづらい（≒ 個別の話を聞く雰囲気を作りにくい）
  - ◆ 声の大きい方に説明会の雰囲気を支配されやすい（反対一色！ 賛成一色！）
- ⇒ × 説明会の回数が多くなり、区域指定の遅れを招く。  
× 十分な説明が行えない（≒聞きたいことが十分に聞けない）

⇒ **オープンハウス方式説明会**の導入により、**住民説明の質の向上と迅速化を目指す**

## オープンハウス方式説明会の概要（H26・H27 愛知県で開催した方法）

- 土日に半日単位で開催し、都合の良い時間に来場していただく
- “土砂法”の概要等、共通する説明は、ビデオやパンフレットを使って省力化
- 区域と住宅との関係など、住民により内容が異なる説明は、県職員が住民と一対一で対応
- “建築確認” “警戒避難態勢” “固定資産税の控除”等について詳しく聞けるブースを設け、建築担当職員や市町村職員等の専門職員が対応

## オープンハウス方式説明会の実施状況

平成27年度は15回の説明会を開催し、689名の来場者（平均46名）

- ◎ 開催回数を大幅に少なくすることができた（従来の1/10程度）
- ◎ 一対一の対応により、来場者との対話が活発化。（個別の事情に即した説明が可能）
- ◎ 専門職員の参加により、相談したいことが一度で聞ける。
- ◎ 声の大きな強い主張の意見に会場の雰囲気を支配されることが無くなった。
- △ 多人数に個別で対応するため、広い会場と多くの職員が必要（県・市町村職員、設計コンサルタント等、各回平均20名程度のスタッフが対応）



ビデオによる土砂法等の説明



職員による住民への個別説明